

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年10月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800074号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800022号

第1 結論

請求者のA事業所における平成23年7月29日の標準賞与額を55万円、平成23年12月20日の標準賞与額を56万5,000円、平成24年12月21日の標準賞与額を60万円、平成25年8月2日の標準賞与額を52万3,000円、平成25年12月20日の標準賞与額を58万8,000円、平成26年8月4日の標準賞与額を51万4,000円、平成26年12月24日の標準賞与額を57万6,000円、平成27年8月3日の標準賞与額を50万9,000円及び平成27年12月23日の標準賞与額を58万円に訂正することが必要である。

また、平成24年7月27日の賞与については、支払年月日を平成24年7月27日から平成24年7月31日に訂正し、標準賞与額を47万円に訂正することが必要である。

平成23年7月29日、平成23年12月20日、平成24年7月31日、平成24年12月21日、平成25年8月2日、平成25年12月20日、平成26年8月4日、平成26年12月24日、平成27年8月3日及び平成27年12月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月29日、平成23年12月20日、平成24年7月31日、平成24年12月21日、平成25年8月2日、平成25年12月20日、平成26年8月4日、平成26年12月24日、平成27年8月3日及び平成27年12月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月29日
② 平成23年12月20日
③ 平成24年7月27日
④ 平成24年12月21日
⑤ 平成25年8月2日
⑥ 平成25年12月20日
⑦ 平成26年8月4日
⑧ 平成26年12月24日
⑨ 平成27年8月3日
⑩ 平成27年12月23日

A事業所から支給された請求期間①から⑩までの賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録及び事実在即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所から提出された請求期間①から⑩までに係る賞与明細書、賞与個人別一覧、賞与振込依頼書、所得税源泉徴収簿、総勘定元帳及び賞与所属別一覧（以下「賞与明細書等」という。）により、平成23年7月29日、平成23年12月20日、平成24年7月31日、平成24年12月21日、平成25年8月2日、平成25年12月20日、平成26年8月4日、平成26年12月24日、平成27年8月3日及び平成27年12月23日に同事業所から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、A事業所から提出された請求期間①から⑩までに係る賞与明細書等により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成23年7月29日は55万円、平成23年12月20日は56万5,000円、平成24年7月31日は47万円、平成24年12月21日は60万円、平成25年8月2日は52万3,000円、平成25年12月20日は58万8,000円、平成26年8月4日は51万4,000円、平成26年12月24日は57万6,000円、平成27年8月3日は50万9,000円及び平成27年12月23日は58万円に訂正することが必要である。

また、請求期間③に係る賞与支払年月日について、A事業所は平成24年7月27日を賞与支払年月日として年金事務所に届け出ているが、賞与振込依頼書において確認できる取組指定日に基づき、平成24年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800040号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年2月1日から昭和38年4月1日まで

請求期間は、A事業所のa支社に投資信託専門の外務員として勤務していたが、年金記録によると、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間当時、投資信託専門の外務員は正社員でなく業務委託だったが、厚生年金保険には加入していたと思うので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

同僚の陳述及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、外務員としてA事業所の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録によると、当該事業所は昭和60年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主も既に死亡していることが確認できることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所の事業を継承しているB事業所に照会したものの、同事業所は「当時のA事業所に係る資料はないため、請求者の厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時に、自身と同じく外務員として勤務し、かつ自身より前から勤務していたとする同僚二人の名前を挙げているが、当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該同僚二人のうち一人は当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録がなく、他の一人は、請求者が当該事業所に勤務を開始したとしている時期から1年9か月後の昭和37年11月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを踏まえると、請求期間当時、当該事業所では、外務員について、採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる上、当該同僚二人はいずれも死亡していることから、請求者の主張を裏付ける関連資料や陳述を得ることができない。

加えて、請求者は、上記二人のほか、請求期間当時のa支社長及び経理事務を担当していたとする同僚の名前を挙げているところ、このうち請求期間当時のa支社長は死亡している上、経理事務を担当していた同僚に照会したものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給

与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や陳述は得られなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿により、請求期間において厚生年金保険の被保険者記録があり、被保険者記録等により a 支社勤務であったと考えられる者を抽出し、このうち生存及び所在が確認できた 8 人（請求者が名前を挙げた同僚を除く。）に照会したところ、6 人から回答が得られたが、いずれの者からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800042号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800024号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年8月1日から昭和62年1月21日まで
② 平成元年7月1日から平成5年3月31日まで
③ 平成12年4月1日から平成14年3月31日まで

請求期間①は、A事業所のC市の店舗及び本店でD職として勤務していた期間であるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和62年1月21日となっている。

請求期間②は、A事業所のE地方の各店舗(F県、G県及びH県)でD職として勤務していた期間であるが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成元年7月1日となっている。

請求期間③は、B事業所でD職として勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録がない。

全ての請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の被保険者記録及び当時の事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①のうち、昭和60年9月21日から昭和62年1月21日までの期間において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成2年5月*日に破産しているほか、オンライン記録によると、同年5月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当時の事務担当者は、「私は当該事業所の総務及び経理事務を担当しており、倒産時の整理も行っていった。破産管財人であった弁護士に確認したが、当該事業所に係る資料はないとのことであった。」と陳述していることから、請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当時の事務担当者は、「厚生年金保険の取扱いについては、入社当初から加入させる者、試用期間経過後に加入させる者、エリアマネージャー等の要請により加入させる者、

本人の希望により加入させない者など、個人により異なっていた。厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から、厚生年金保険料は控除していない。」と陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者が名前を挙げた同職種の同僚 12 人のうち 2 人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録がない上、ほかの 10 人についても、当該事業所に係る雇用保険の被保険者資格を取得した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、雇用保険の被保険者資格を取得してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間は各々異なっていることから、当時の事務担当者の陳述と符合し、当該事業所は、採用した従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、上述の同僚 12 人のうち所在が確認できた 9 人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求者と同日又はその前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 25 人に照会し、21 人から回答を得られたものの、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

- 2 請求期間②について、請求者は、A事業所の社員として、F県、G県及びH県の各店舗で勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所は平成2年5月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②のうち同日以後の期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成2年5月*日に破産しており、上述のとおり、当時の事務担当者は、破産管財人であった弁護士に確認したが、当該事業所に係る資料は保管されていなかった旨陳述していることから、請求者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者の当該事業所に係る雇用保険の離職日は平成元年6月30日となっており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日(平成元年7月1日)と符合しているところ、請求者が、一緒にE地方へ異動したとして名前を挙げた同僚5人及び当該同僚から同時期にE地方へ異動した者として名前が挙げた2人の雇用保険の離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致又はほぼ一致していることが確認できる。

加えて、請求者は、「E地方の店舗では主に地元採用の者と一緒に勤務していたが、名前は覚えていない。」と陳述している上、上述の同僚7人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間②のうち当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日又はその直前まで同保険の被保険者であったことが確認できる15人に照会したものの、請求者の請求内容を裏付ける陳述を得ることができなかった。

- 3 請求期間③について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、請求期間③より後の平成14年6月21日から平成15年2月28日までの期間において、B事業所の被保険者であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録がない上、事業主は、「請求者は平成14年3月頃から勤務していたと思うが、当初はアルバイトであり、入社から3、4か月後に正社員として雇用保険に加入させた。当社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、請求者を厚生年金保険に加入させておらず、給与から同保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、請求者は、請求期間③当時、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を挙げているものの、当該同僚への照会を希望していないことから、請求者の請求期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について、確認することができない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできない。